

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 30 号
水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 7 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

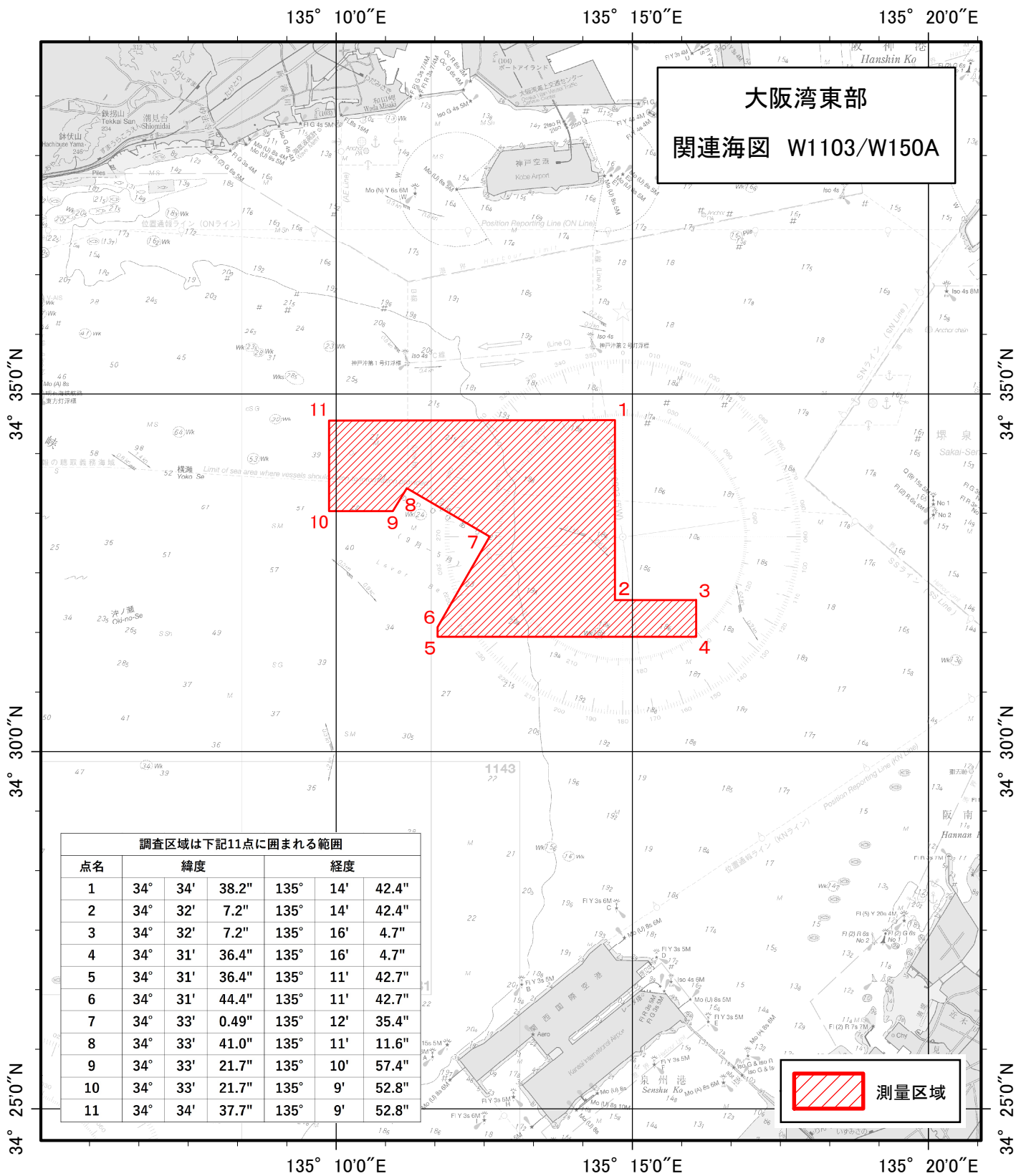
- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - （1）名 称 第五管区海上保安本部海洋情報部
 - （2）住 所 神戸市中央区波止場町 1 - 1

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - （1）区 域 大阪湾東部（別添付図のとおり）
 - （2）期 間 令和 6 年 11 月 5 日から
令和 7 年 3 月 19 日までのうち 33 日間

- 3 水路測量の実施方法
GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等

- 4 航行船舶に対する安全措置
水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

調査区域図



調査区域は下記11点に囲まれる範囲

点名	緯度			経度		
1	34°	34'	38.2"	135°	14'	42.4"
2	34°	32'	7.2"	135°	14'	42.4"
3	34°	32'	7.2"	135°	16'	4.7"
4	34°	31'	36.4"	135°	16'	4.7"
5	34°	31'	36.4"	135°	11'	42.7"
6	34°	31'	44.4"	135°	11'	42.7"
7	34°	33'	0.49"	135°	12'	35.4"
8	34°	33'	41.0"	135°	11'	11.6"
9	34°	33'	21.7"	135°	10'	57.4"
10	34°	33'	21.7"	135°	9'	52.8"
11	34°	34'	37.7"	135°	9'	52.8"

測量区域

キロメートルの尺度

